

令和7年度 野木町償却資産（固定資産税）申告の手引き

- 毎年1月1日現在において、野木町内に償却資産（事業用の資産）を所有している方は、地方税法第383条の規定により申告が必要となります。
- 本手引き及び別紙記載要領をご確認の上、下記のとおり申告をお願いいたします。

提出期限 > 令和7年1月31日（金）

提出先 > 〒329-0195

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町 総合政策部 税務課 資産税係 (☎0280-57-4123)

- 郵送提出の方 … 上記宛先へ郵送してください。控えの返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 窓口提出の方 … 町税務課へ直接持参してください。
(午前8時30分から午後5時15分（土日祝日年末年始を除く）)
- 電子申告の方 … インターネット経由（eLTAX）にて申告してください。利用開始や利用方法については、
☎0570-081459（つながりにくい場合 ☎03-6745-0720）へお問い合わせください。

提出書類 > ① 償却資産申告書

② 種類別明細書（対象者のみ）

※ 必要書類は申告方式によって異なります。詳細は、3ページをご確認ください。

※ 申告書様式は町税務課で配布しております。また、町ホームページでもダウンロードができます。

野木町ホームページ [【https://www.town.nogi.lg.jp】](https://www.town.nogi.lg.jp)

ホーム > らし・手続き・環境 > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告制度について

（この手引きは令和6年11月時点で作成しております。）

【郵送用ラベル】

申告書を郵送する際に点線で切り取ってご利用ください。

〒329-0195

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町役場総合政策部税務課資産税係 宛

（償却資産申告書在中）

1. 償却資産とは

償却資産とは、事業者(会社や個人で工場や商店などを経営している方等)が所有する、土地及び家屋以外の事業の用に供している資産のことといいます。

※ 原則、法人税法又は所得税法によって損金又は経費に算入されるべきものをいいます。

※ 所有権移転外リース資産は貸主が、所有権移転リース資産は借主が申告する必要があります。

資産の種類	主な償却資産の内容
構築物	道路・駐車場の舗装路面、広告塔・看板、門・塀、農業用ハウス 等
機械及び装置	工作機械、印刷機械、冷凍装置、太陽光発電設備 等
船舶	ボート、釣舟 等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車両及び運搬具	荷車、リヤカー、台車、フォークリフト、大型特殊自動車 等
工具器具及び備品	パソコン、机、椅子、レジスター、陳列ケース、プリンター 等
※ 申告対象となるため注意するもの	
➤遊休資産 (稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)	
➤未稼働資産 (完成しているが、まだ稼働していない資産)	
➤簿外資産 (帳簿には記載されていない資産) ➤建設仮勘定として経理されている資産	
➤償却済資産 (減価償却が終わった資産 ※帳簿価格が1円であっても、評価額は取得価格の5%が下限となります。)	
※ 申告対象外となるもの	
➤土地 ➤家屋として課税されている建物 ➤無形固定資産(特許権・商標権等)	
➤自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの ➤耐用年数が1年未満の資産	
➤取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの	
➤取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの	
➤法人税法・所得税法等に規定するリース資産で取得価格20万円未満のもの	
※ 建築設備の家屋と償却資産の区分について	
➤家屋には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建物附属設備があり、家屋の評価に含まれない事業用資産については、償却資産の申告が必要となります。	
家屋とするもの → ●家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となっているもの。	
償却資産とするもの → ●独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備等)	
●サービス設備としての性格が強いもの(病院等の厨房設備・洗濯設備等)	
●特定の生産又は業務の用に供されるもの(工場機器用の動力配線、熱処理用ボイラー、工業用水道配管、精密機械工場用集塵設備等)	
➤賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、償却資産として取り扱われるため、賃借人(テナント)等が申告する必要があります。	

2. 償却資産の申告について

令和7年1月1日(賦課期日)現在における野木町内で所有する償却資産について申告してください。

なお、町から申告の依頼があった方は、資産がない場合も申告書の提出をお願いいたします。また、償却資産に係る固定資産税が課税されていない場合(免税点未満)でも、町内に償却資産を所有している方は、毎年申告が必要となります。

① 提出書類について

申告方式によって、提出していただく書類が異なりますので、下表をご確認ください。

<申告方式>

ア. 一般方式(一品申告) (※評価額等の計算は町税務課で行います。)

町内に所有している償却資産のうち、前年中に増加・減少した資産を申告していただく方法です。

イ. 電算処理方式(全資産申告) (※評価額等を申告者側で計算していただく必要がございます。)

町内に所有する全ての償却資産を申告していただく方法です。

申告方式	申告する方の区分	申告対象の資産		必要書類		
		令和7年1月1日現在 所有している <u>全ての資産</u>	令和6年1月2日から 令和7年1月1日まで に増加又は減少した資産	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
一般	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	増加又は減少した資産のある方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加又は減少した資産のない方			<input type="radio"/>		
	廃業又は資産を町外に移転した方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	償却資産を所有していない方			<input type="radio"/> (※)		
電算処理	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年度以前に電算処理方式で申告されている方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	廃業又は資産を町外に移転した方			<input type="radio"/>		
	償却資産を所有していない方			<input type="radio"/> (※)		

※ 課税標準の特例を受ける場合や、短縮耐用年数を用いる場合等については、その内容がわかる資料を添付してください。

(前年度の申告で提出済みで、その内容に変更がない場合は不要です。)

② 申告書に記入する事項について

(※) 申告書備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

(1) 取得価格

取得価格とは、対象の事業用資産を取得するために支出した金額をいいます。取得価格には、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税などの取得にあたって直接要した費用を含みます。

取得価格の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められておりませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、事業専用割合等による取得価格のあん分は認められていませんので、その資産の全額を取得価格として申告してください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるもの(下記3種類のいずれか)と同じ年数となります。

- | | |
|-------------|---|
| ア. 法定耐用年数 | … 減価償却資産の耐用年数等に関する省令のとおりです。
基本的に、この耐用年数により申告してください。 |
| イ. 中古見積耐用年数 | … 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数です。 |
| ウ. 短縮耐用年数 | … 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数です。 <u>この耐用年数を用いて申告する場合は、国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。</u> |

(3) その他

所在、種類、数量、取得年月、その他必要な事項について、別紙記載要領を参考に記入してください。

3. 税額の求め方

① 評価額を求める

対象資産を1件ずつ取得年月、取得価格及び耐用年数をもとに計算して評価額を求めます。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ア. 前年中に取得した資産 | → 評価額 = 取得価額 × <u>前年中</u> 取得減価残存率 |
| イ. 前年前に取得した資産 | → 評価額 = 前年度評価額 × <u>前年前</u> 取得減価残存率 |

※ 算出した評価額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります。

※ 減価残存率は、別紙記載要領の【減価残存率表】をご確認ください。

【計算例】 取得価格 250,000 円、取得年月令和4年5月、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年中取得減価残存率…0.781、前年前取得減価残存率…0.562)

$$\text{令和5年度} = 250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$$

$$\text{令和6年度} = 195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$$

$$\text{令和7年度} = 109,730 \text{ 円} \times 0.562 = \underline{61,668 \text{ 円}} \rightarrow \underline{\text{令和7年度評価額}}$$

※ 取得価格の5% (12,500円) を下回る令和10年度以降については、評価額が12,500円となります。

② 課税標準額を求める

課税標準の特例がある場合は、上記①で求めた評価額に特例率を乗じて課税標準額を計算します。

課税標準の特例がない場合は、評価額と同じ金額が課税標準額となります。

各資産の課税標準額を求め、全ての資産の課税標準額を合計します。

③ 税額を求める

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税率} \\ (1.4\%) \end{array}}$$

※ 課税標準額が150万円未満の場合は免税点未満となり、償却資産の固定資産税は課税されません。